那珂川町中小企業等支援交付金(第2弾)申請の手引き(中小企業者等)

I 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和3年8月及び9月 の売上が減少した町内中小企業者等の事業継続を支援するため、那珂川町中小 企業等支援交付金(第2弾)(以下「交付金」と言います。)を交付します。

Ⅱ 交付対象者

交付金の対象者は、資本金10億円未満の中小企業やその他法人、個人事業主(以下「中小企業者等」と言います。)で、さらに、次に挙げる要件を全て満たしている事業者です。

- ◇ 令和3年3月までに那珂川町内で主な事業所を開業している。
- ◇ 今後も事業を継続していく予定である。
- ◇ 町税や水道使用料の滞納がない。
- ◇ 反社会的団体などと関わりがなく、今後も関わらない。
- ◇ 政治団体や宗教上の組織ではない。

Ⅲ 交付要件 • 交付額

交付金の交付要件と交付額は、次のとおりです。

交付の要件	交付金額	
	法人・団体	個人事業主
【中小企業者等】 令和3年8月及び9月のいずれかの月(対象月)の売上が、前年又は前々年の同月比で20%以上減少している場合	一律20万円	一律10万円

※ 令和2年9月以降に創業した場合は、創業からの平均売上月額と対象月の 売上を比較する。

【注意事項】

- ・<u>国の月次支援金及び栃木県の地域企業事業継続支援金の対象となる事業者</u>であっても交付対象となります。
- ・交付金の交付は、1事業者につき1回限りとします。
- ・令和3年8月及び9月の両方の月で交付要件を満たしていても、交付金額は一律20万円もしくは10万円であり、倍額にはなりません。

Ⅳ 申請手続き

○ 申請に必要な書類は、次のとおりです。 ただし、令和3年8月及び9月分として、国の月次支援金及び栃木県の地 域企業事業継続支援金の交付決定を既に受けており、その後当該交付決定の 取り消しを受けていない申請者であって、その交付決定に係る書類の写しを 提出する場合は、次のイ、ウ、エの提出は不要とします。

- ア 那珂川町中小企業等支援交付金(第2弾)交付申請書兼請求書 (様式第1号)
- イ 前年(令和2年)又は前々年(令和元年)分の売上高を証明する書類

法人:確定申告書、法人事業概況説明書の写しなど

個人:確定申告書、青色申告決算書の写しなど

- ※確定申告の義務がない場合は「市町村民税の申告書類の写し」 を提出してください。
- ウ 本年(令和3年)対象月の売上高を証明する書類 (例:売上台帳の写しなど)
- エ 事業所所在地や事業内容が確認できる書類

(法人:登記事項証明書の写し、会社概要など 個人:開業届の写し、事業所パンフレットなど

オ 本人確認書類 (個人事業主のみ)

(例:運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証の写しなど)

- カー上記の他、町長が必要と認める書類
 - ※申請内容の確認のため、申請後であっても追加でご提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 申請の方法は、窓口提出または郵送とします。

郵送先 〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555 那珂川町 産業振興課 商工観光係 あて

- ※ 恐れ入りますが、申請に係る費用は申請者でご負担ください。
- 申請受付期間は、<u>令和4年1月11日(火)から令和4年3月25日(金)</u> までとします。
- 必要書類のうち、アの様式第1号は、次の方法で入手することができます。 いずれの方法でも対応が困難な場合は、役場担当課にご相談ください。
 - (1) 町ホームページ (次の URL) からのダウンロード
 - ⇒http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/life/kurashi/2022-0111 -0827-51.html
 - (2) 次の町施設における配布
 - · 役場本庁舎(産業振興課商工観光係)
 - ・小川出張所 (小川総合福祉センター内)

Ⅴ 交付の決定と方法

申請書類を受付後、町で内容を審査して、適正と認められるときは交付金を交付します。

交付の決定については、交付決定通知書(様式第3号)で申請者あてに通知 します。また、不交付の場合でも、不交付決定通知書(様式第4号)で申請者 あてに通知します。

交付金は、各申請者への口座振込で交付します。交付の時期は、交付の決定 後1ヵ月程度を目安としてください。

VI その他

- ・交付決定後に、交付要件に該当しない事実や虚偽、不正などが発覚した場合は、町はその決定を取り消します。このとき、交付金が支払われていた場合は、申請者は交付金の全額又は一部を町に返還するものとします。
- ・交付金の返還にあたっては、那珂川町補助金等交付規則(平成17年10月1日規則第47号)第21条に準じた加算金(受領日から返還する日までの日数に応じ、100円につき年10.95%の割合で計算した金額)を併せて町に支払うものとします。
- ・交付金は、課税対象となります。(令和4年1月現在)

Ⅲ お問い合わせ先

交付金について、ご不明な点は、次の担当課までお問い合わせください。

那珂川町 産業振興課 商工観光係

電話:0287-92-1116(直通) 受付日時:平日(役場が開いている日)の

午前8時30分から午後5時15分まで